第四節　電話勧誘販売

（法第十八条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第九条　法第十八条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2　販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　販売業者又は役務提供事業者は、法第十八条第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4　前三項の規定は、法第十九条第三項において法第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

（法第二十条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第十条　法第二十条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2　販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第五節　雑則

附則第二項中「第五条に」を「第十一条に」に、「第五条の二」を「第十二条」に改める。

附則第三項中「第六条の三」を「第十五条」に改める。

別表第二中「第五条、第五条の二」を「第十一条、第十二条」に改め、同表第四号中「第四十二号」を「第四十号」に改め、同表中第二十八号を削り、第二十七号を第二十八号とし、第八号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の二を第八号とする。

別表第二中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、第三十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、第三十六号を削り、第三十七号を第三十五号とし、第三十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三中「第六条の四」を「第十六条」に改め、同表第一号中「限る」の下に「。別表第五第一号イ及び第二号イにおいて同じ」を加える。

別表第四中「第十一条、第十二条、第十五条、第十六条」を「第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条」に改める。

別表第五中「第十四条」を「第二十九条」に改め、同表第一号イ及び第二号イ中「（一般の飲食の用に供されないものに限る。）」を削る。

（預託等取引に関する法律施行令の一部改正）

第二条　預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（法第三条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第三条　法第三条第三項の規定による承諾は、預託等取引業者が、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る顧客又は預託者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該顧客又は預託者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　預託等取引業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る顧客又は預託者から書面等により法第三条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該顧客又は預託者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　預託等取引業者は、法第三条第四項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により預託者に提供したときは、当該預託者に対し、当該事項が当該預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを内閣府令で定める方法により確認するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

2　消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち特定商取引に関する法律施行令別表第二第五十号の改正規定中「別表第二第五十号」を「別表第二第四十八号」に改める。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

経済産業大臣　西村　康稔